

令和3年度赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン  
いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～



山梨県共同募金会 助成要項

1. 趣 旨

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、景気の悪化に伴う経済状況の変化により、生活に困窮する人が増加しはじめています。非正規労働者や外国人労働者をはじめとして、失業や収入減に直面する人が増えており、家賃や生活費、食費など、いのちに直接関係する支援が必要とされてきています。

そこで、全国の共同募金会ならびに中央共同募金会とともに、「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～を協働実施することとなりました。

この全国キャンペーンをとおして、新型コロナウイルスの影響下にあっても山梨県内で、いのちに関わる福祉課題や生活課題に対して支援活動を行ってきたNPO等が、現状の新型コロナウイルス情勢を踏まえた緊急かつ柔軟な支援を行えるよう助成公募を実施します。

2. 実施主体

社会福祉法人 山梨県共同募金会

3. 助成金額 上限30万円 (1 団体あたり)

※申請数及び募金実績によって申請額どおりに配分できないことがあります。

※募金実績額等によって、助成金額が増加する場合があります。

4. 助成事業対象期間

令和3年4月1日(木)～令和3年8月31日(火)までに実施される活動を対象とします。

5. 助成対象団体等

- (1) 山梨県内において下記支援活動の実績がこれまでにある民間非営利団体であることを要件とします。法人格の有無は問いません。(団体が活動するうえで最低限必要である会則、団体名義の口座等が整備されていることが必要です。)

- ①いのちの電話やチャイルドラインなどの民間の相談活動の支援
- ②こども食堂、フードバンク、フードパントリー等の食支援、居住支援や居場所づくりの活動
- ③新型コロナウイルスの影響に伴う福祉課題や生活課題を解決すべく取り組んだ支援活動等

- (2) 共同募金令和3年度事業実施の受配団体並びに令和3年度に本会が選定・配分を行い、事業を実施する団体においては、事業及びその費用が明確に分かれていることを要件とし、申請を行うことが可能です。

## 6. 助成対象事業

- (1) 新型コロナウイルス感染下において、深刻化する福祉課題、生活課題の解決に取り組む事業（民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への活動などいのちをつなぐ支援活動等）を対象とします。
- (2) 団体が行っている通常の活動で新型コロナウイルス感染下の支援として、新たな要素がみられない事業は対象外とします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る緊急または先駆的な支援活動として展開している活動で、その目的に対して活動の効果や緊急性、先駆性があること。その活動に伴う経費の必要性があることが、助成申請書から読み取れることを助成要件とします。

## 7. 助成対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。

※例えば、下記（1）～（7）の費用等

- (1) 活動に係る食材や消耗品・備品を購入した費用
- (2) 活動に使用した会場の賃借料や水道光熱費

※但し、団体及び団体関係者が所有する会場を使用した場合は、対象外とします。

- (3) 食品やお弁当等の配送費や食品等の配達に伴う燃料費
- (4) 研修会や技術指導等に係る講師・アドバイザー等の謝金、旅費等の開催経費
- (5) 活動の広報周知や連絡等に使用した通信費、印刷費
- (6) ボランティア行事用保険料
- (7) その他、本会が適当と判断したもの

※公的資金が充てられる費用、団体の通常活動に係る人件費、団体の維持・管理のみを目的とした経費は対象外です。

## 8. 申請方法および助成決定等

- (1) 様式1「助成申請書」に必要事項を記入の上、申込期限までに山梨県共同募金会へ添付書類と共に提出を行ってください（メールでの提出可）。
- (2) 申請期限：令和3年5月10日（月）
- (3) 必要書類：助成申請書、役員名簿、会則・定款、令和2年度事業報告書・令和2年度決算書または団体の活動実績がわかる書類、団体名義の通帳のコピーなど

【備品購入の場合】見積書の写し、カタログ等の写しも添付すること。

※価格・型番等が記載されているウェブページ画面の印刷でも可。

- (4) 助成金の決定は、山梨県共同募金会から「助成金決定通知書」を交付し、行うものとします。

- (5) 助成決定団体は、活動終了後、1ヵ月以内に様式2「事業完了報告書」および領収書のコピー、活動実績がわかる資料等を山梨県共同募金会あて提出いただきます。
- (6) 助成決定団体が次の項目に一つでも該当するときは、助成金の全額若しくは一部を山梨県共同募金会に返還していただきます。
- [1] 経理状況が極めて不良と認められるとき
  - [2] 経理上不都合ありと認められるとき
  - [3] 助成決定後事業を一部休止又は廃止したとき
  - [4] 助成金を指定された事業以外に使用したとき
  - [5] 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき
  - [6] その他、山梨県共同募金会が不相当と認めたとき

## 9. 申請書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人山梨県共同募金会

〒400-0022 甲府市北新 1-2-12

TEL: 055-254-8685 FAX: 055-254-8684

E-mail: [toiawase@akaihane-yamanashi.jp](mailto:toiawase@akaihane-yamanashi.jp)